

鈴鹿市住居表示審議会条例〔地域課〕

(昭和47年10月4日 条例第24号)

改正 昭和50年11月15日条例第39号

平成 4年 6月29日条例第21号

平成 9年 3月25日条例第 6号

平成16年 3月26日条例第 1号

(設置)

**第1条** 本市の合理的な住居表示の整備促進を図り、市長の諮問に応じて必要な事項を調査、審議するため、鈴鹿市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

**第2条** 審議会の委員は、20名以内とし、関係区域における次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 官公庁及び各種団体の代表
- (3) 住民の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

**第3条** 委員の任期は、当該地域に住居表示が実施された日をもつて満了するものとする。ただし、職務によつて委嘱された委員は、その在職中に限るものとする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

( 会議 )

**第 5 条** 審議会は，会長が招集する。

2 審議会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は，必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

( 庶務 )

**第 6 条** 審議会の庶務は，生活安全部地域課において処理する。

( 補則 )

**第 7 条** この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は，市長が別に定める。

**附 則**

この条例は，公布の日から施行する。

**附 則** ( 昭和 5 0 年 1 1 月 1 5 日 条例 第 3 9 号 抄 )

1 この条例は，公布の日から施行する。

**附 則** ( 平成 4 年 6 月 2 9 日 条例 第 2 1 号 )

この条例は，平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則** ( 平成 9 年 3 月 2 5 日 条例 第 6 号 )

この条例は，平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** ( 平成 1 6 年 3 月 2 6 日 条例 第 1 号 )

この条例は，平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。